

ACUITY **LAW**

MONTHLY LEGAL ROUNDUP

FEBRUARY 2023
acuitylaw.co.in

Acuity Law について

Acuity Law は、2011 年 11 月に設立されたインド現地のプロフェッショナル・ファームです。各分野において経験豊富なインド人弁護士・専門家が所属しています。これまで、インド国内外を問わず、多くの企業、ファンド、金融機関、法律事務所、投資銀行、政府機関等に対して各種アドバイスを提供しています。主要取扱分野は、「企業法務」「国際貿易/税務」「紛争」となっており、それぞれ Souvik Ganguly、Deni Shah、Gautam Narayan および Renjith Nair が中心となってチームを率いています。

「企業法務」

- M&A
- 救済型 M&A
- 倒産法
- プライベート・エクイティ/ベンチャー・ファンディング
- 雇用法/労働法
- 商取引に関するアレンジメント
- コーポレート・アドバイザー

「国際貿易/税務」

- クロスボーダー・タックス・プランニング/管轄分析
- 組織再編戦略
- 投資ストラクチャリング
- エンダウメント・プランニング/ウェルスマネジメント戦略
- 国際貿易/関税
- グローバル・サプライチェーン最適化
- 物品・サービス税(GST)

「紛争」

- 民事紛争
- 刑事紛争
- 仲裁紛争

上記主要取扱分野に関して、定期的に最新のアップデートをご提供できるよう日々努めております。Acuity Law について更詳しくお知りになりたい方は、弊社ウェブサイトまで、または al@acuitylaw.co.in まで、お気軽にお問い合わせ下さい。

The information contained in this document is not legal advice or legal opinion. The contents recorded in the said document are for informational purposes only and should not be used for commercial purposes. Acuity Law LLP disclaims all liability to any person for any loss or damage caused by errors or omissions, whether arising from negligence, accident, or any other cause.

今月の Monthly Legal Roundup は、弊社が 2023 年 2 月に発行した主要な法律・規制トピックに関する記事をまとめたものです。ご興味のある記事については、アクセスリンクをクリックして、詳細を御覧ください。

A. 破産倒産法(INSOLVENCY LAWS)

1. 新たな進展：文書のフォレンジック調査を指示する NCLT の権限(New Development: NCLT's power to direct forensic examination of documents)

2013 年会社法の下、会社法審判所(NCLT)は、株主の抑圧や会社の不始末に終止符を打つため、あらゆる命令を下すことができる幅広い権限を有しています。しかし、圧政や不始末における詐欺、偽造、文書の捏造疑惑について判断する法廷の権限については、相反するいくつかの判決により不確かさが生じている状況でした。Channel Foods Pvt. Ltd. v. A.K. Nowshad において、会社法上訴審判所(NCLAT)は、これら諸問題についての解決を試みました。本記事では、判決の内容について考察すると共に我々の見解を述べています。

[Read more](#)

2. 倒産法の下、詐害取引についてはルックバック期間を設けない(No look back period for fraudulent transactions under insolvency laws)

2016 年破産倒産法の下、管財人は企業債務者の回避取引や詐害取引の過去の事例を調査する権限を有しています。法は、回避取引の場合には、制限やルックバック期間を定めていますが、詐害取引の場合において、そのような期間は定められていません。Mr. Thomas George v. K. Easwara Pillai and Others において、NCLAT は、法の下、詐害取引にはルックバック期間が適用されないことを明確にしました。本稿では、当該判決の意義について解説しています。

[Read more](#)

3. 再建計画承認後の手続きの撤回は認められない(No withdrawal of insolvency after approval of resolution plan)

2016 年破産倒産法 12A 及び 2016 年インド破産倒産委員会(会社倒産解決手続き)規則 30A は、倒産解決手続きの撤回を認めています。しかし、企業債務者のプロモーターがこれらの規定を悪用して手続きを妨害する懸念も存在していました。Hem Singh Bharana v. Pawan Doot Estate Pvt. Ltd.において、NCLAT は、再建計画が債権者委員会によって承認された後は、手続きの撤回は許されないことを明確にしました。本記事では、判決の内容について考察すると共に我々の見解を述べています。

[Read more](#)

B. 紛争(DISPUTES)

1. インボイスの仲裁条項は拘束力を有する(Arbitration clause in tax invoice is binding)

インボイスの仲裁条項が有効な仲裁契約とみなされるかどうかという問題は、契約当事者を悩ませてきました。Bennett Coleman & Co. Ltd. v. MAD (India) Pvt. Ltd.において、ボンベイ高等裁判所は、インボイスの仲裁条項について、受領した当事者が特に否定しない限り、拘束力を有すると判断しました。本稿では、本記事では、当該判決の内容について考察すると共に、取引の一環として定期的にインボイスを交換する商取引当事者への影響について、解説しています。

[Read more](#)

2. 紛争の仲裁可能性：コンポジット・アプローチの新たな側面(Arbitrability of disputes: A new face to the composite approach)

紛争の仲裁可能性の判断は、仲裁において最も広く議論されている問題の1つです。Anupam Mittal v. Westbirdge Ventures II Investment Holdings におけるシンガポール上訴裁判所の判決は、紛争の仲裁可能性を判断するための、コンポジット・アプローチの使用を促進する画期的なものでした。本記事では、判決の内容について考察すると共に我々の見解を述べています。

[Read more](#)

3. 職場での女性へのセクシャルハラスメント(防止、禁止および救済)法に関する手引(Primer on Prevention and Prohibition of Sexual Harassment of Women at Workplace (POSH) Act)

職場の安全な環境は、労働者一人ひとりに与えられるべき基本的な権利です。2013年に制定された「職場での女性のセクシャルハラスメント(防止、禁止および救済)法」は、職場におけるセクシャルハラスメントから女性を保護し、苦情があった場合に救済する方法を提供する上で大きな役割を果たしました。本手引では、当該法律の重要な規定について、まとめています。

[Read more](#)

C. 税務アップデート TAX UPDATES

1. インド連邦予算 2023-24 の税務上の主な内容(India Union Budget 2023-24: Key tax proposals)

2023 年 2 月 1 日、インド連邦予算 2023-24 が発表されました。「Make in India」と「Atmanirbhar Bharat」のビジョンを強固にするため、予算案には、個人と企業の双方に必要な推進力を付与する税制上の様々な措置が含まれています。本記事では、当該予算案における直接税と間接税の主な概要について、まとめています。

[Read more](#)

Our co-ordinates:

Mumbai

506 Marathon Icon

Off Ganpatrao Kadam Marg

Lower Parel, Mumbai – 400013

Email: al@acuitylaw.co.in